

火災や風水害などの天災にあつた人や生活困難を受けている人、**全社**で「失業者」にたとへる人・市民館・森林環境部(国)に依頼する人が困難であると認められる人は、条例等の定めるところにより减免の対象となる場合がありますので、市民館等までご相談ください。

减免の対象とならず、やむを得ない事業により申請期限内に納付できない場合は、**債権管理課(電話06-6585-2161)**までご相談ください。

【注意】

- 自己都合による減免、その他条例(規定)にあてはまらない場合は、**減免できません。**
- 納期限を過ぎた納額および納付済み納額については、減免できません。
- 減免の申請は、毎年年度更新の要があります。

8